第３号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
						○○積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額													
新株の発行	××	××		××					××				××
剰余金の配当					××		△××	△××	△××				△××
当期純利益							××	××	××				××
・・・・・													××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要性が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　財務諸表等規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

第４号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
保険金の支出	
諸手数料の支出	
保険代位債権等の回収による収入	
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
その他	
資産運用活動計（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府交付金の受入による収入	